

議案第 5 号

白井市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

白井市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部が改正され、特定在留カード等が導入されたことに伴い、必要な規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

白井市印鑑条例の一部を改正する条例

白井市印鑑条例（昭和５０年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１２条第３項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち」に、「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○白井市印鑑条例（昭和50年条例第6号）新旧対照表

– 3 –